

旧	新
<p style="text-align: center;"><u>吹田市環境影響評価条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>吹田市環境影響評価条例</u>（平成10年吹田市条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(対象事業)</u></p> <p>第3条 <u>条例第2条第2号に規定する規則で定める事業は、別表第1の中欄に掲げる事業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当する事業とする。</u></p> <p><u>(実施計画書の提出)</u></p> <p>第4条 <u>条例第7条第1項の規定による実施計画書の提出は、環境影響評価実施計画書提出書（様式第1号）に添付して行うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の実施計画書の提出部数は、30部とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、提出部数を増減することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>吹田市環境まちづくり影響評価条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>吹田市環境まちづくり影響評価条例</u>（平成10年吹田市条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(提案書等の提出)</u></p> <p>第3条 <u>条例第7条第1項の提案書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名（以下「氏名又は名称等」という。）</u></p> <p>(2) <u>事業者の環境に対する取組方針</u></p> <p>(3) <u>事業の名称、目的及び内容</u></p> <p>(4) <u>当該事業における環境に対する取組方針並びに環境の保全及び良好な環境の創造のための取組の内容</u></p> <p>(5) <u>環境影響評価を実施しようとする地域の範囲及びその概況</u></p> <p>(6) <u>環境影響評価の対象とする環境の構成要素（以下「環境要素」という。）</u>、調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点</p> <p>2 <u>事業者は、条例第7条第1項の提案書等を提出するときは、次に掲げる書類等を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>環境影響評価提案書等提出書</u></p> <p>(2) <u>条例第7条第1項の要約書に記載された内容を記録した電磁的記録</u></p>

旧	新
<p>(実施計画書についての意見書の提出)</p> <p>第5条 条例第8条第1項の規定による意見書の提出は、<u>実施計画書についての意見書(様式第2号)</u>により行うものとする。</p>	<p>3 <u>提案書等の提出部数は、30部とする。</u> <u>(提案書等の提出期限)</u></p> <p>第4条 条例第7条第2項の規則で定める期限は、別表の中欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める日とする。ただし、当該事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定められるものである場合にあつては、同法第17条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公告の日の前日とする。 <u>(提案書意見交換会の運営)</u></p> <p>第5条 条例第8条第1項の提案書意見交換会(以下この項において「意見交換会」という。)には、意見交換会の円滑な進行を図るため、進行管理責任者を置かなければならない。</p> <p>2 進行管理責任者は、吹田市環境影響評価審査会の委員のうちから市長が指名する。 <u>(提案書意見交換会の周知の方法)</u></p> <p>第6条 条例第8条第2項の規定による提案書意見交換会の開催の周知は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。</p> <p>(1) 印刷物の配布 (2) 掲示板への掲示 (3) 日刊新聞紙への掲載 (4) その他市長が適当と認める方法 <u>(提案書意見交換会の内容の報告書の提出)</u></p> <p>第7条 条例第8条第5項の報告書の提出は、提案書意見交換会内容報告書により行わなければならない。 <u>(提案書意見書の提出)</u></p> <p>第8条 条例第9条第1項の提案書意見書の提出は、<u>提案書についての意見書</u>により行うものとする。</p>

旧	新
<p><u>(準備書の提出)</u></p> <p><u>第6条 条例第10条第1項の規定による準備書の提出は、環境影響評価準備書提出書(様式第3号)に添付して行うものとする。</u></p> <p><u>2 第4条第2項の規定は、前項の準備書の提出部数について準用する。</u></p> <p><u>(準備書の提出期限)</u></p> <p><u>第7条 条例第10条第2項に規定する規則で定める時期は、別表第2の中欄に掲げる事業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる提出時期とする。ただし、事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定められるものの場合にあつては、同表の規定にかかわらず、同法第17条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公告の前とする。</u></p> <p><u>(説明会の開催)</u></p> <p><u>第8条 条例第11条第2項の規定による説明会の開催の周知は、次の各号のいずれかに該当する方法によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 印刷物の配布</u></p> <p><u>(2) 掲示板への掲示</u></p> <p><u>(3) 日刊新聞紙への掲載</u></p> <p><u>(4) その他適当な方法</u></p> <p><u>2 条例第11条第4項の規定による結果の報告書の提出は、説明会開催結果報告書(様式第4号)により行うものとする。</u></p> <p><u>3 条例第11条第5項に規定する規則で定める理由は、災害、交通の途絶その他市長が適当と認めるものとする。</u></p>	<p><u>(審査書の送付の期間)</u></p> <p><u>第9条 条例第10条第2項の規則で定める期間は、6箇月とする。</u></p> <p><u>(評価書案の提出)</u></p> <p><u>第10条 条例第12条第1項の評価書案には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p>

旧	新
<p>(準備書についての意見書の提出)</p> <p>第9条 条例第12条第1項の規定による意見書の提出は、<u>準備書についての意見書</u></p>	<p>(1) <u>事業者の氏名又は名称等</u></p> <p>(2) <u>事業者の環境に対する取組方針</u></p> <p>(3) <u>事業の名称、目的及び内容</u></p> <p>(4) <u>当該事業における環境に対する取組方針並びに環境の保全及び良好な環境の創造のための取組の内容</u></p> <p>(5) <u>提案書意見交換会において述べられた住民の意見の概要及びこれに対する事業者の見解</u></p> <p>(6) <u>提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解</u></p> <p>(7) <u>審査書内容及びこれに対する事業者の見解</u></p> <p>(8) <u>提案書に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答</u></p> <p>(9) <u>環境影響評価を実施した地域の範囲及びその概況</u></p> <p>(10) <u>環境影響評価の対象とした環境要素並びに調査、予測及び評価の方法</u></p> <p>(11) <u>環境影響評価の結果</u></p> <p>(12) <u>事後調査の対象とする環境要素及び事後調査の方法の概要</u></p> <p>(13) <u>環境影響評価及び事後調査の全部又は一部の実施を他に委託する場合は、その者の氏名又は名称等</u></p> <p>2 <u>事業者は、条例第12条第1項の評価書案等を提出するときは、次に掲げる書類等を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>環境影響評価書案等提出書</u></p> <p>(2) <u>評価書案を要約した書類に記載された内容を記録した電磁的記録</u></p> <p>3 <u>評価書案等の提出部数は、30部とする。</u></p> <p><u>(評価書案意見交換会の運営等)</u></p> <p>第11条 <u>条例第13条第1項の評価書案意見交換会の運営等については、第5条から第7条までの規定を準用する。</u></p> <p><u>(評価書案意見書の提出)</u></p> <p>第12条 <u>条例第14条第1項の評価書案意見書の提出は、<u>評価書案についての意見</u></u></p>

旧	新
<p><u>(様式第5号) により行うものとする。</u> <u>(見解書の提出)</u> 第10条 条例第13条第1項の規定による見解書の提出は、見解書提出書(様式第6号)に添付して行うものとする。 <u>(公述人の選定等)</u> 第11条 条例第14条第3項の規定による公述申出書の提出は、様式第7号により行うものとする。 2 市長は、公聴会の運営を円滑に行うため、必要に応じ、公聴会において意見を述べる者(以下「公述人」という。)の人数を制限することができる。 3 市長は、公述人を選定したときは、速やかに、その旨を本人に通知するものとする。 <u>(公聴会の運営)</u> 第12条 公聴会は、あらかじめ市長の指名する職員が司会する。 2 市長は、公聴会の運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、公述人の発言時間を定めることができる。 3 公述人は、準備書又は見解書の内容について、市長が意見を聴取しようとする事項の範囲を超えて発言してはならない。 4 司会者は、公述人が前項の規定に違反したとき、又は公聴会に出席している者が秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。 <u>(事業者又は参考人の出席等)</u> 第13条 市長は、必要があると認めるときは、公聴会に事業者又は参考人の出席を求め、意見を述べさせることができる。</p>	<p>書により行うものとする。</p> <p><u>(事業者見解書の提出)</u> 第13条 条例第15条第1項の事業者見解書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) <u>事業者の氏名又は名称等</u> (2) <u>事業者の環境に対する取組方針</u> (3) <u>事業の名称、目的及び内容</u></p>

旧	新
<p>(公聴会の取りやめ等)</p> <p>第14条 市長は、条例第14条第3項の規定による公述申出書の提出がなかったときは、公聴会の開催を取りやめることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により公聴会の開催を取りやめたときは、速やかに、その旨を告示するものとする。</p> <p>3 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、公聴会の開催を取りやめることができる。</p> <p>4 市長は、前項の規定により公聴会の開催を取りやめたときは、公述人にその旨を通知するとともに、期限を定めて、公述に代えて書面による意見を求めるものとする。</p> <p>(評価書の提出)</p> <p>第15条 条例第17条第1項の規定による評価書の提出は、環境影響評価書提出書(様式第8号)に添付して行うものとする。</p> <p>2 第4条第2項の規定は、前項の評価書の提出部数について準用する。</p>	<p>(4) 当該事業における環境に対する取組方針</p> <p>(5) 評価書案意見交換会において述べられた住民の意見の概要及びこれに対する事業者の見解</p> <p>(6) 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解</p> <p>(7) 評価書案に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答</p> <p>2 事業者は、事業者見解書を提出するときは、次に掲げる書類等を添付しなければならない。</p> <p>(1) 事業者見解書提出書</p> <p>(2) 事業者見解書に記載された内容を記録した電磁的記録</p> <p>3 事業者見解書の提出部数は、30部とする。</p> <p>(市長意見書の送付の期間)</p> <p>第14条 条例第16条第2項において準用する条例第10条第2項の規則で定める期間は、8箇月とする。</p> <p>(評価書等の提出)</p> <p>第15条 条例第17条第1項の評価書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 第10条第1項各号に掲げる事項</p> <p>(2) 第13条第1項第5号から第7号までに掲げる事項</p> <p>(3) 市長意見書の内容及びこれに対する事業者の見解</p>

旧	新
<p><u>(評価書についての意見書の提出)</u></p> <p>第16条 条例第18条第1項の規定による意見書の提出は、<u>評価書についての意見書（様式第9号）により行うものとする。</u></p> <p><u>(報告書の提出)</u></p> <p>第17条 条例第20条第1項の規定による報告書の提出は、<u>評価報告書（様式第10号）に添付して行うものとする。</u></p> <p><u>(着手及び完了の届出)</u></p> <p>第18条 条例第22条の規定による工事着手の届出は、<u>工事着手届出書（様式第11号）により行うものとする。</u></p>	<p><u>2 事業者は、条例第17条第1項の評価書等を提出するときは、次に掲げる書類等を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>環境影響評価書等提出書</u></p> <p>(2) <u>評価書を要約した書類に記載された内容を記録した電磁的記録</u></p> <p><u>3 評価書等の提出部数は、30部とする。</u></p> <p><u>(事後調査計画書の提出)</u></p> <p>第16条 条例第18条第1項の事後調査計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) <u>事業者の氏名又は名称等</u></p> <p>(2) <u>事業の名称及び内容</u></p> <p>(3) <u>当該事業における環境の保全及び良好な環境の創造のための取組の実施状況の 確認方法</u></p> <p>(4) <u>事後調査の対象とする環境要素並びにその時期及び方法</u></p> <p>(5) <u>事後調査の全部又は一部の実施を他に委託する場合は、その者の氏名又は名称等</u></p> <p>(6) <u>事後調査報告書の提出の予定時期</u></p> <p><u>2 事業者は、事後調査計画書を提出するときは、次に掲げる書類等を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事後調査計画書提出書</u></p> <p>(2) <u>事後調査計画書に記載された内容を記録した電磁的記録</u></p> <p><u>(工事着手の届出)</u></p> <p>第17条 条例第19条第2項の規定による工事着手の届出は、<u>工事着手届出書により行わなければならない。</u></p>

旧	新
<p><u>2 条例第23条の規定による工事完了の届出は、工事完了届出書（様式第12号）により行うものとする。</u></p> <p><u>（事後監視計画書の提出）</u></p> <p><u>第19条 条例第24条第2項の規定による事後監視計画書の提出は、事後監視計画書提出書（様式第13号）に添付して行うものとする。</u></p> <p><u>（事後監視報告書の提出）</u></p> <p><u>第20条 条例第25条第2項の規定による事後監視報告書の提出は、事後監視報告書提出書（様式第14号）に添付して行うものとする。</u></p>	<p><u>（事後調査報告書の提出）</u></p> <p><u>第18条 条例第20条第2項の事後調査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 事業者の氏名又は名称等</u></p> <p><u>(2) 事業者の環境に対する取組方針</u></p> <p><u>(3) 事業の名称及び内容</u></p> <p><u>(4) 当該事業における環境に対する取組方針並びに環境の保全及び良好な環境の創造のための取組の実施状況</u></p> <p><u>(5) 事後調査の対象とした環境要素及びその結果</u></p> <p><u>(6) 事後調査の全部又は一部の実施を他に委託した場合は、その者の氏名又は名称等</u></p> <p><u>2 事業者は、事後調査報告書を提出するときは、次に掲げる書類等を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 事後調査報告書提出書</u></p> <p><u>(2) 事後調査報告書に記載された内容を記録した電磁的記録</u></p> <p><u>3 事後調査報告書の提出部数は、30部とする。</u></p> <p><u>（工事完了の届出）</u></p> <p><u>第19条 条例第22条の規定による工事完了の届出は、工事完了届出書により行わなければならない。</u></p> <p><u>（質問書の提出）</u></p> <p><u>第20条 条例第23条第1項の質問書の提出は、事業者に対する質問書により行うものとする。</u></p> <p><u>（事業者回答書の提出）</u></p> <p><u>第21条 条例第23条第2項の事業者回答書の提出は、質問書に対する事業者回答</u></p>

旧	新
<p>(法律等)</p> <p><u>第20条の2</u> 条例第30条に規定する規則で定める法律等は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び大阪府環境影響評価条例（平成10年大阪府条例第3号）とする。</p> <p>(法律等に規定する書類)</p> <p><u>第20条の3</u> 条例第31条に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 環境影響評価法第6条第1項の<u>規定により送付を受けた方法書並びに同法第15条の規定により送付を受けた準備書及びこれを要約した書類</u></p> <p>(2) 大阪府環境影響評価条例第7条の規定により送付を受けた方法書の写し並びに同条例第16条第1項の<u>規定により送付を受けた準備書及び要約書の写し</u></p> <p>(市民の意見書の提出)</p> <p><u>第21条</u> 条例第32条の規定による意見書の提出は、法律等に規定する書類についての意見書（様式第15号）により行うものとする。</p> <p>(審査会の臨時委員)</p> <p><u>第22条</u> 臨時委員は、<u>審査会</u>が調査審議する事項のうち、市長が必要と認める特別の事項についてのみ議事に参与する。</p> <p>2 -----略-----</p>	<p><u>書により行わなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 事業者は、<u>事業者回答書を提出するときは、記載された内容を記録した電磁的記録を添付しなければならない。</u></p> <p>(変更の届出)</p> <p><u>第22条</u> 条例第24条第1項の規定による変更の届出は、<u>対象事業の変更の届出書により行わなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 事業者は<u>対象事業の変更の届出書を提出するときは、記載された内容を記録した電磁的記録を添付しなければならない。</u></p> <p>(法律等)</p> <p><u>第23条</u> 条例第29条の規則で定める法律等は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び大阪府環境影響評価条例（平成10年大阪府条例第3号）とする。</p> <p>(法律等に規定する書類)</p> <p><u>第24条</u> 条例第30条の規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 環境影響評価法第6条第1項の<u>方法書及び要約書並びに同法第15条の準備書及び要約書</u></p> <p>(2) 大阪府環境影響評価条例第7条の<u>方法書及び要約書の写し並びに同条例第16条第1項の準備書及び要約書の写し</u></p> <p>(市民の意見書の提出)</p> <p><u>第25条</u> 条例第31条の<u>市民の意見書の提出は、法律等に規定する書類についての意見書により行うものとする。</u></p> <p>(審査会の臨時委員)</p> <p><u>第26条</u> 臨時委員は、<u>吹田市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）</u>が調査審議する事項のうち、市長が必要と認める特別の事項についてのみ議事に参与する。</p> <p>2 -----略-----</p>

旧	新
<p>(審査会の会長及び副会長)</p> <p>第23条 -----略-----</p> <p>(審査会の会議)</p> <p>第24条 -----略-----</p> <p>(審査会の部会)</p> <p>第25条 -----略-----</p> <p>(審査会の意見の聴取等)</p> <p>第26条 審査会及び部会は、必要に応じ委員等以外の者に、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p><u>(審査会の庶務)</u></p> <p>第27条 審査会の庶務は、環境部地球環境室地球環境課において処理する。</p> <p>(審査会の運営に関する事項)</p> <p>第28条 前6条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会の意見を聴いて会長が定める。</p> <p>(立入調査員証)</p> <p>第29条 条例第38条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第16号)とする。</p>	<p>(審査会の会長及び副会長)</p> <p>第27条 -----略-----</p> <p>(審査会の会議)</p> <p>第28条 -----略-----</p> <p>(審査会の部会)</p> <p>第29条 -----略-----</p> <p>(審査会の意見の聴取等)</p> <p>第30条 審査会及び部会は、必要に応じ、委員等以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(審査会の運営に関する事項)</p> <p>第31条 前3条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会の意見を聴いて会長が定める。</p> <p><u>(審査会の庶務)</u></p> <p>第32条 審査会の庶務は、環境部環境政策室において処理する。</p> <p>(立入調査員証)</p> <p>第33条 条例第38条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証(別記様式)とする。</p> <p><u>(提出書等の様式)</u></p> <p>第34条 この規則に規定する提出書、意見書、質問書、回答書等の様式は、環境部長が定める。</p> <p><u>(資料の提出)</u></p> <p>第35条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、条例及びこの規則の規定により提出のあった書類に関する資料の提出を求めることができる。</p> <p><u>(書類の追加提出)</u></p>

旧			新		
<p>(委任) 第30条 -----略-----</p>			<p>第36条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、条例及びこの規則の規定により提出のあった書類の追加提出を求めることができる。 (委任) 第37条 -----略-----</p>		
別表第1			別表		
項	事業の種類	要件		事業の種類	提案書等の提出期限
1	道路の建設	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路又は道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第9項に規定する自動車道の新設又は改築事業（改築にあつては、車線の数の増加を伴うものに限る。）で、その新設又は改築後の車線の数が4以上で、かつ、その新設又は改築に係る区間の長さが1キロメートル以上のもの	1	開発行為	次に掲げる日のうち最も早い日の前日 (1) 吹田市開発事業の手続等に関する条例（平成16年吹田市条例第13号）第19条第1項の大規模開発事業事前協議承認申請書又は同条第2項の中規模等開発事業事前協議承認申請書の提出の日 (2) 都市計画法第34条の2第1項の協議の申出の日 (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項又は第51条の2第1項の認可の申請の日 (4) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項の認可の申請の日 (5) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第33条第1項又は第37条第1項の認可の申請の日 (6) 密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号）第122条第1項の認可の申請の日
2	鉄道又は軌道の建設	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の新設又は改良事業（改良にあつては、線路の増設、駐車場の設置又は立体交差化を伴うものに限る。）	2	住宅団地の建設	次に掲げる日のうち最も早い日の前日 (1) 吹田市開発事業の手続等に関する条例第19条第1項の
3	廃棄物処理施設の設置	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するごみ処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の新設又は増設事業で、その新設又は増設に係る処理能力が1日当たり100トン以上のもの			
4	終末処理場の建設	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に掲げる終末処理場の新設事業			
5	工場又は事業場の建設	製造業（物品の加工修理事業を含む。）、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場の新設又は増設事業で、その新設			

旧			新		
		又は増設に係る敷地面積が9,000平方メートル以上のもの			大規模開発事業事前協議承認申請書又は同条第2項の中規模等開発事業事前協議承認申請書の提出の日
6	住宅団地の建設	一団の土地に集団的に建設される住宅及びそれに伴う公園等の附帯施設の新設事業で、その一団の土地の面積が3ヘクタール以上のもの			(2) 都市計画法第34条の2第1項の協議の申出の日 (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第2項の通知の日
7	土地区画整理事業	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業で、その施行地区の面積が10ヘクタール以上のもの	3	商業施設の建設	次に掲げる日のうち最も早い日の前日 (1) 吹田市開発事業の手続等に関する条例第19条第1項の大規模開発事業事前協議承認申請書又は同条第2項の中規模等開発事業事前協議承認申請書の提出の日 (2) 都市計画法第34条の2第1項の協議の申出の日 (3) 建築基準法第18条第2項の通知の日
8	市街地再開発事業	都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に掲げる市街地再開発事業で、その施行区域の面積が3ヘクタール以上のもの	4	運動・レジャー施設の建設	次に掲げる日のうち最も早い日の前日 (1) 吹田市開発事業の手続等に関する条例第19条第1項の大規模開発事業事前協議承認申請書又は同条第2項の中規模等開発事業事前協議承認申請書の提出の日 (2) 都市計画法第34条の2第1項の協議の申出の日 (3) 建築基準法第18条第2項の通知の日
9	流通業務団地造成事業	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業で、その施行区域の面積が10ヘクタール以上のもの	5	廃棄物処理施設の設置	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可の申請又は同法第9条の3第1項若しくは第8項の規定による届出の日の前日
10	駐車場の建設	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設の新設又は増設事業で、その新設又は増設に係る駐車台数が500台以上のもの	6	終末処理場の建設	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)又は第25条の3第1項(同条第7項において準用する場合を含む。)の事業計画の策定の日の前日
11	大規模小売店舗の建設	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗の新設又は増設事業で、その新設又は増設に係る建物の延べ面積(住居の用に供する部分の面積を除く。)が5,000平方メートル以上のもの	7	工場又は事	次に掲げる日のうち最も早い日の前日
12	高層建築物の建築	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に掲げる建築物の新築事業で、その建築物の高さが60メートル以上のもの			
13	開発行為を伴う事業(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業で、その開発区域の面積が3ヘクタール以上のもの			

旧		新	
	前各項のいずれかに該当するものを除く。）		業場の建設
14	その他の事業	前各項に定めるもののほか、これらと同程度に環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものとして、市長が認める事業	<p>(1) 吹田市開発事業の手続等に関する条例第19条第1項の大規模開発事業事前協議承認申請書又は同条第2項の中規模等開発事業事前協議承認申請書の提出の日</p> <p>(2) 都市計画法第34条の2第1項の協議の申出の日</p> <p>(3) 建築基準法第18条第2項の通知の日</p>
			8 道路の建設
			<p>次に掲げる日のうち最も早い日の前日</p> <p>(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定による道路の区域の決定又は変更の日</p> <p>(2) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項若しくは第10条第1項の許可の申請又は同法第18条第1項の条例の制定の日</p> <p>(3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項若しくは第43条第1項の許可、同法第15条第1項（同法第43条第5項において準用する場合を含む。）、第50条第1項（同法第75条第3項において準用する場合を含む。）、第54条第1項（同法第67条及び第75条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第66条第1項の認可又は同法第47条第1項の免許の申請の日</p>
			9 鉄道又は軌道の建設
			<p>次に掲げる日のうちいずれか早い日の前日</p> <p>(1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項又は第12条第1項の認可の申請の日</p> <p>(2) 軌道法（大正10年法律第76号）第5条第1項の認可の申請の日</p>
			10 その他の事業
			市長が定める日

旧		新
別表第2		
項	事業の種類	準備書の提出時期
1	道路の建設	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 道路法第18条第1項の規定に基づく道路の区域の決定又は変更 (2) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項、第7条の12第1項又は第8条第1項の規定に基づく許可の申請 (3) 道路運送法第5条第1項若しくは第47条第1項の規定に基づく免許の申請、同法第43条第1項の規定に基づく許可の申請又は同法第15条第1項（同法第43条第5項において準用する場合を含む。）、第66条第1項若しくは第67条において準用する第54条第1項の規定に基づく認可の申請
2	鉄道又は軌道の建設	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 鉄道事業法第8条第1項又は第12条第1項の規定に基づく認可の申請 (2) 軌道法第5条第1項の規定に基づく認可の申請
3	廃棄物処理施設の設置	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2第1項の規定に基づく許可の申請の前又は同法第9条の3第1項の規定に基づく届出の前
4	終末処理場の建設	下水道法第4条第1項又は第25条の3第1項の規定に基づく認可の申請の前
5	工場又は事業場の建設	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 都市計画法第29条の規定に基づく許可の申請

旧		新
		(2) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知 (3) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項又は第8条第1項の規定に基づく届出
6	住宅団地の建設	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 都市計画法第29条の規定に基づく許可の申請 (2) 建築基準法第18条第2項の規定に基づく通知 (3) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく許可の申請又は同法第11条の規定に基づく協議 (4) 都市基盤整備公団法（平成11年法律第76号）第31条第3項の規定に基づく地方公共団体からの意見聴取 (5) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第28条の規定に基づく地方公共団体の長からの意見聴取
7	土地区画整理事業	土地区画整理法第4条第1項又は第14条第1項の規定に基づく認可の申請の前
8	駐車場の建設	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 都市計画法第29条の規定に基づく許可の申請 (2) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知
9	大規模小売店舗の建設	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 都市計画法第29条の規定に基づく許可の申請 (2) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請
10	高層建築物の建築	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 都市計画法第29条の規定に基づく許可の申請 (2) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請若し

旧		新
	<p>くは同法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく通知又は同法第 5 9 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可の申請</p> <p>(3) 都市基盤整備公団法第 3 1 条第 3 項の規定に基づく地方公共団体からの意見聴取</p> <p>(4) 地方住宅供給公社法第 2 8 条の規定に基づく地方公共団体の長からの意見聴取</p>	
11	<p>開発行為を伴う事業（前各項のいずれかに該当するものを除く。）</p>	<p>都市計画法第 2 9 条の規定に基づく許可の申請の前</p>
12	<p>その他の事業</p>	<p>その都度、市長と事業者とが協議して定める時期</p>

旧

新

様式第1号

環境影響評価実施計画書提出書
-----略-----

別記様式

第 号
立 入 調 査 員 証
所 属
氏 名
年 月 日生
上記の者は、吹田市環境まちづくり影響評価条例第38条第1項の規定により立入調査の権限を与えられた職員であることを証明します。
年 月 日発行
吹田市長 印

様式第2号

実施計画書についての意見書
-----略-----

様式第3号

環境影響評価準備書提出書
-----略-----

旧	新
<p>様式第4号</p> <div data-bbox="152 316 1084 448" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>説明会開催結果報告書</p><p>-----略-----</p></div>	
<p>様式第5号</p> <div data-bbox="152 539 1084 671" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>準備書についての意見書</p><p>-----略-----</p></div>	
<p>様式第6号</p> <div data-bbox="152 762 1084 895" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>見解書提出書</p><p>-----略-----</p></div>	
<p>様式第7号</p> <div data-bbox="152 986 1084 1118" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>公述申出書</p><p>-----略-----</p></div>	
<p>様式第8号</p> <div data-bbox="152 1209 1084 1342" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>環境影響評価書提出書</p><p>-----略-----</p></div>	

旧	新
<p>様式第 9 号</p> <div data-bbox="152 316 1084 448" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>評価書についての意見書</p><p>-----略-----</p></div>	
<p>様式第 10 号</p> <div data-bbox="152 539 1084 671" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>評価報告書</p><p>-----略-----</p></div>	
<p>様式第 11 号</p> <div data-bbox="152 762 1084 895" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>工事着手届出書</p><p>-----略-----</p></div>	
<p>様式第 12 号</p> <div data-bbox="152 986 1084 1118" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>工事完了届出書</p><p>-----略-----</p></div>	
<p>様式第 13 号</p> <div data-bbox="152 1209 1084 1342" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>事後監視計画書提出書</p><p>-----略-----</p></div>	

旧	新
<p>様式第14号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>事後監視報告書提出書</p><p>-----略-----</p></div>	
<p>様式第15号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>法律等に規定する書類についての意見書</p><p>-----略-----</p></div>	
<p>様式第16号</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: right;">第 号</p><p style="text-align: center;">立 入 調 査 員 証</p><p style="text-align: center;">所 属</p><p style="text-align: center;">氏 名</p><p style="text-align: right;">年 月 日生</p><p>上記の者は、吹田市環境影響評価条例第38条第1項の規定により立入調査の権限を与えられた職員であることを証明します。</p><p style="text-align: left;">年 月 日発行</p><p style="text-align: right;">吹田市長 印</p></div>	

旧	新
<p style="text-align: center;"><u>(裏)</u></p> <p style="text-align: center;">吹田市環境影響評価条例（抜粋）</p> <p>(立入調査)</p> <p>第38条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、対象事業を実施する地域に立ち入り、事後監視に関する事項その他の必要な事項を調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>(勧告)</p> <p>第39条 市長は、第25条第4項の規定によるもののほか、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>(5) 前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p> <p>(公表)</p> <p>第40条 市長は、第25条第4項又は前条の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該事業者の氏名を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき事業者にその理由を通知し、当該事業者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。</p>	